

今月4ページ



県民の友

54.3月号

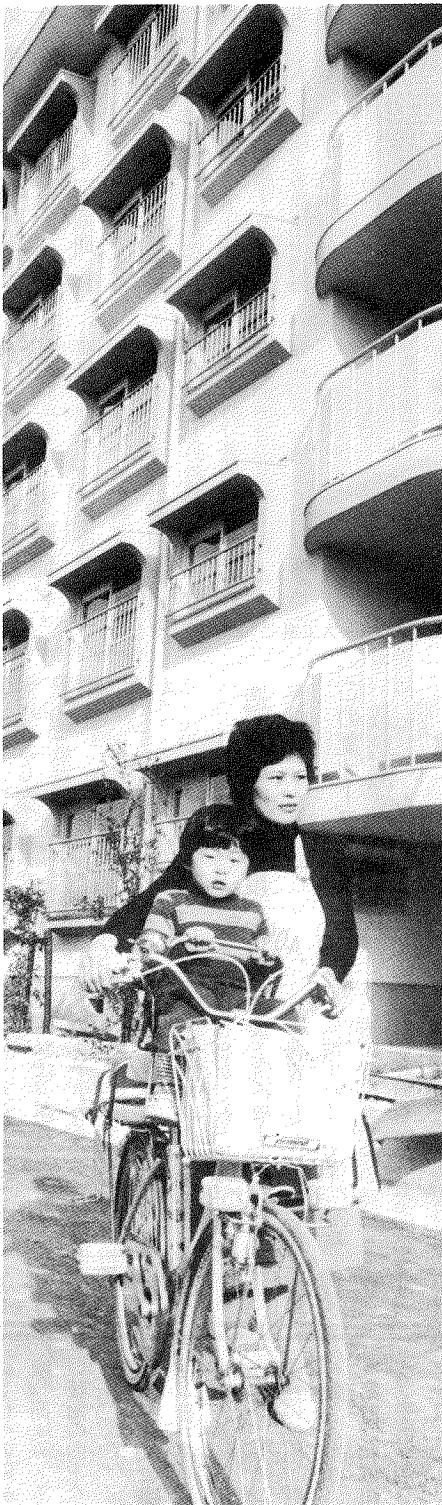
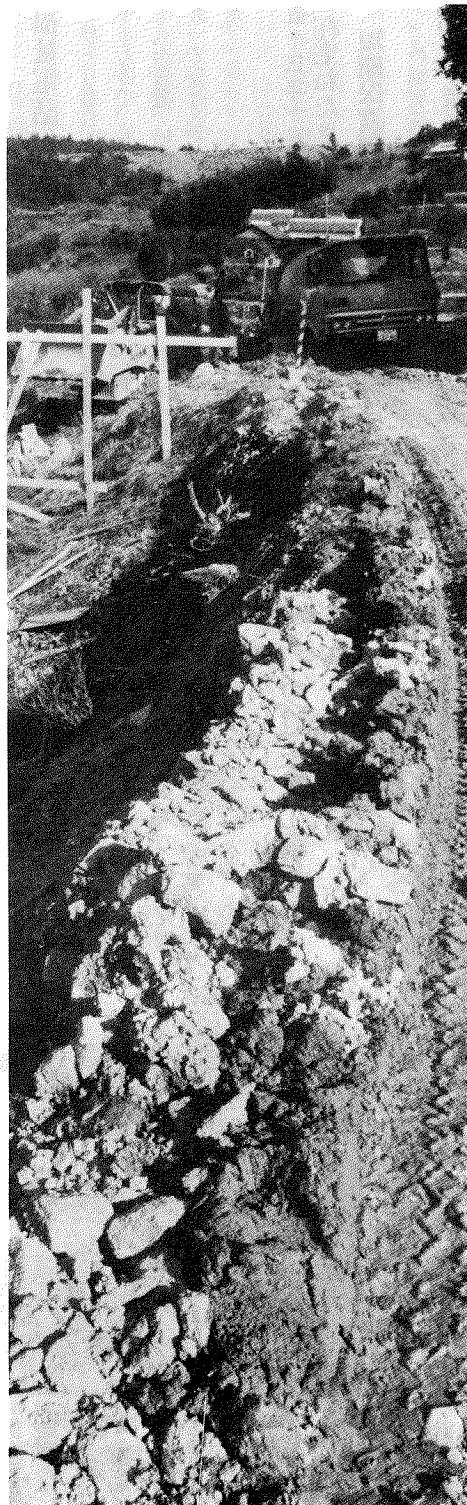
悩んでいないでご相談を!
青少年やその保護者のためのよい母電話(県庁育成課内)
(0734)32-4188へ

発行/和歌山県 知事公室 広報公聴課 〒640 和歌山市小松原通1の1 ☎0734(32)4111

何もかも 100%達成とは いえないが……

53年度建設状況

所在地	戸数	分譲予定
長山団地(貴志川町)	10	売却済み
花野団地(打田町)	20	分譲中
吉屋(和歌山市)	21	S. 54. 9
長山団地(貴志川町)	12	S. 54. 10
鶴居町(和歌山市)	1	S. 54. 9
西の庄(和歌山市)	2	S. 54. 9
堀(岩出町)	10	S. 54. 10



県の仕事のすすみぐあい

四月一日から翌年の三月三十日を、一つの区切りとして行われる県の仕事。だから、この三月末で昭和五十三年度も終わりとなります。

そこで、ことし一年間、県が取り組んできた仕事のうち、特に私たちの暮らしとかかわりが深く、また、関心が高いと思われる事業のすすみぐあいを紹介しましょう。

これらは、どの仕事をみても、県が単独でできるものではなく、国や各市町村はもちろん、各種団体など多くの方々の協力を得てはじめてできるものばかり。今後とも一層のご協力をお願いします。

計画どおり200戸建設

入居は、ちょっとお待ち下さい

昭和五十二年度は、六団地に計、百戸の県営住宅の建設を計画。この住宅は、住宅に困っている方々にできるだけ安い家賃で利用してもらおうというもの。

入居の申し込みなど、くわしいことは、その都度お知らせします。

昭和五十二年度

県営住宅

分譲住宅

53年度建設中の県営住宅

団地名	戸数	種別	入居予定
延時(和歌山市)	80戸	1・2	S. 54. 9
藤田(御坊市)	24	2	54. 9
内之浦(田辺市)	24	1	54. 6
阪田(白浜町)	24	2	54. 6
日置(日置川町)	24	2	54. 9
丸山(新宮市)	24	1	55. 3

県住宅供給公社は、よりよい住環境をという県民の願いにこたえようと、住宅を建設し、分譲しています。昭和五十二年度事業は、次表のとおり七千六戸を建設。

分譲中のものなど、お問い合わせは県住宅供給公社(県庁内)へどうぞ。

53年度事業は、76戸!!

「昭和の森」の建設に着手

緑に接して楽しめる、また、緑化・花き産業界に技術指導などをできる施設「植物公園緑化センター」がよいよ完成します。

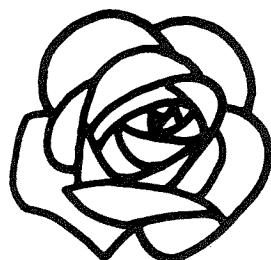
これは、昭和五十年度から約三億円の事業費をかけて建設をすすめていたもの。花の展示やコンクリート、また緑についての勉強などができる本館をはじめ、温室、ハノラマ花壇などがある

また、この緑化センターに隣接して、岩出町・打田町にまたがる地区に「昭和の森」を建設するため昭和五十三年十一月、工事に着手。これは天皇在位五十年を記念する記念の森を中心とした野外レクリエーションエリア。(二面につづく)

“この一票わたしが築く明るい郷土”

和歌山県議会議員選挙

投票日 4月8日



無料相談

県民相談

常設相談

県行政への要望や民事問題など日常生活での悩みごとについてご相談ください。
場所 県民総合相談室(県庁本館2階)
各県事務所の県民主幹
弁護士による無料法律相談
3月23日(金)、4月13日(金)13時~16時、県民総合相談室。相談ご希望の方は、必ず当日の午前中に県民総合相談室へ直接おこし下さい。

交通事故相談

交通事故でお困りの方はどうぞ。
常設相談
交通事故相談所(県庁本館2階)
交通事故相談所紀南支所(東牟婁総合庁舎)

年金相談室

もし、夫が死亡したら……。

質問 私は、国民年金に任意加入して3年余りになる主婦で、保険料をキチンと納めています。ことしの1月、会社勤めをしていた夫が亡くなり、厚生年金保険から遺族年金を受けられますが国民年金からは何も支給されないのでしょうか。

回答 国民年金の被保険者である妻が、夫に死亡された場合残された妻子の生活安定のために母子年金が支給されます。

それには、夫が死亡し、それまで夫によつて扶養されていた妻が18歳未満の子(癡疾状態である子は20歳未満)と生計を同じくしており、かつ最近1年間の保険料を完納していることが要件です。

年金額は、子供1人の場合462,100円、2人以上のときは第二子が2,400円、第三子から1人増すごとに4,800円が加算されます。

さてあなたの場合、上記の支給要件を満たしているので母子年金が支給されます。しかし国民年金法では「夫の死亡により、公的年金給付をうけることができる場合、その間、その額の3分の1に相当する部分の支給を停止する」とあるので実質支給額は324,067円になります。手続きやくわしくは市町村役場国民年金係へ。

催し

都合により
変更することがあります。

県民文化会館(☎0734⑥1331)

〒640 和歌山市小松原通1-1
(大ホール)
3月14日(木)庄野真代翔んでるコンサート
18:30 A2,000円 B1,700円
18日(木)竹垣流舞踊チャリティー発表会
10:00 無料
19日(金)森 進一オステージ 18:30
2,600円

◆ 健全育成を阻害する環境整備
①健全育成に関する推進体制の整備 ②青少年団体等の自主的かつ健全な活動の助長 ③青少年指導者の確保 ④健全育成施設の整備 ⑤環境の整備と非行等の防止 ⑥健全育成に関する県の防護 ⑦健全育成のための県の施策

◆ 健全育成のための県の施策
青少年対策の共通課題として次の六項目の達成に努める。
①健全育成に関する推進体制の整備 ②青少年団体等の自主的かつ健全な活動の助長 ③青少年指導者の確保 ④健全育成施設の整備 ⑤環境の整備と非行等の防止 ⑥健全育成に関する県の防護

◆ 健全育成のための県の施策
青少年対策の共通課題として次の六項目の達成に努める。
①健全育成に関する推進体制の整備 ②青少年団体等の自主的かつ健全な活動の助長 ③青少年指導者の確保 ④健全育成施設の整備 ⑤環境の整備と非行等の防止 ⑥健全育成に関する県の防護

◆ 健全育成のための県の施策
青少年対策の共通課題として次の六項目の達成に努める。
①健全育成に関する推進体制の整備 ②青少年団体等の自主的かつ健全な活動の助長 ③青少年指導者の確保 ④健全育成施設の整備 ⑤環境の整備と非行等の防止 ⑥健全育成に関する県の防護

青少年健全育成条例
一一月一日から施行作文集⑫
「人権について」

だから、たとえどんな職業であろうと、その人をばかにするなんて、とんでもない。一種の差別をしているのと同じだ。

わが国には、昔から職業によって、それにたゞさわる人まで見下げる風習がありました。遠く奈良時代の大宝律令で農民をする仕事、役所の用務員、陵墓の番人(豪族の使用人等)を賤民としたことからはじまつたので

權字習の授業の内容がわかりませんが、生徒にその都度「いやな氣」をおこせるとすれば問題ですね。

それは鳥取県に来遊した時でした。私は朝宿を出てキユーリー婦人の像を見たいと探してたつた一人の礼儀正しい親切な女性は、その県全体をどんなにきれいで見せる事か。和歌山県も観光立県として脚光をあびつづらないので、うろうろしていると作業着姿の男性が自転車に乗つて来たので、足を止めて

県立博物館(☎0734②2467)
〒640 和歌山市一番丁1(和歌山城内)
3月1日(木)~30日(金)特別展「桑山玉州」展
9:30~16:30一般300円 大学生200円
小中生100円

例が昨年の9月定例県議会で可決され、一月一日から施行されました。この条例は、昭和二十六年に制定された「和歌山県少年保護条例」を改正したもの。新しい条例では「不良化防止」を幅広いものに改めています。

詳しいことは「県民の友」十一月号で紹介していますが、施行にあたり、ぜひ知つておいてほしいことがらを述べてみます。

◆ 青少年に、入れずみ、金銭の貸付営業、質受け、買い受け、いん行、わいせつ行為、非行場、所の提供、有害薬品の知情販売を禁止する。

◆ 青少年に、金銭供与など便宜を与えてはならない。(1)いん行、わいせつ行為(2)麻薬、覚せい剤の使用(3)ンシナードの乱用(4)飲酒、喫煙、家出(5)暴走行為

◆ 青少年に、金銭供与など便宜を与えてはならない。(1)いん行、わいせつ行為(2)麻薬、覚せい剤の使用(3)ンシナードの乱用(4)飲酒、

お知らせ

県営住宅(新築)入居者募集

区分	団地名	所在地	種別	構造	住宅の間取り	建設戸数	募集別	募集戸数	補欠者数	家賃月額
新築	内之浦	田辺市新庄町北内之浦3070-1	第1種	中層耐火4階建	6戸、6戸、4.5戸台所兼食堂、便所、浴室のみ	24	一般	22	5	25,500円(予定)
	阪田	西牟婁郡白浜町宇堂の谷37-10			同上		特定	2	0	(予定)
新築	内之浦	田辺市新庄町北内之浦3070-1	第2種	同上	同上	24	一般	22	5	20,500円(予定)
	阪田	西牟婁郡白浜町宇堂の谷37-10			同上		特定	2	0	(予定)

入居予定日	申込用紙配布			申込受付		
	期間	場所	期間	場所	期間	場所
54.6.1	4月2日(月)~4月17日(水) 午前9時~午後4時 但し土曜日は12時まで	県庁正面玄関案内所 県庁住宅課 田辺市木事務所	4月18日(木)~4月19日(金) 午前10時~午後4時	田辺市役所		
54.6.1	4月2日(月)~4月17日(水) 午前9時~午後4時 但し土曜日は12時まで	田辺市役所 白浜町役場 上富田町役場	4月18日(木)~4月19日(金) 午前10時~午後4時	白浜町役場		

申込資格 原則として日本国籍を有する方(外国人登録を行っている方)で、本人が県内に居住するか、県内に勤務場所を有する方で、

同居しようとする親族が本人をふくめて2人以上の世帯で、本人および同居者の収入を加算して年間所得金額が下表の規定以内の方。

種別	同居又は扶養親族 基準 (本人は除く)	1人	2人	3人	4人	5人	6人
第1種	円 81,000以下	804,001 ↓ 1,212,000	1,044,001 ↓ 1,452,000	1,284,001 ↓ 1,692,000	1,524,001 ↓ 1,932,000	1,764,001 ↓ 2,172,000	2,004,001 ↓ 2,412,000
第2種	円 47,000以下	804,000 以下	1,044,000 以下	1,284,000 以下	1,524,000 以下	1,764,000 以下	2,004,000 以下

*昭和52年または53年の所得額です。

心身障害者世帯、老人世帯で要件をそなえた方。

特定入居の申込ができるのは、母子世帯、

くわしくは、県庁住宅課へ。

岩出ニュータウン(岩出紀泉台) 分譲開始

県土地開発公社が、かねてから造成中であった県下最大規模の岩出ニュータウン(新名称、岩出紀泉台)がいよいよ完成、次のとおり第1回の分譲を開始します。

所在地 那賀郡岩出町紀泉台40-1(県道粉河、加太線沿い、和歌山バス相谷停留所)

1区画の面積、価格

面積 平均 261m²(約79坪)

価格 平均8,074,000円

第1回分譲宅地数 220宅地

現地案内 3月22日~3月25日(現地に案内所を設けます)

申込受付 4月2日~4月5日

申込方法その他のご相談は、和歌山県土地開発公社(県経済センター6階 0734-331500、内線327)へ。

設備貸与制度をご利用ください

中小企業の方で設備の近代化をしたいが、自己資金の調達が困難な企業に希望の機械設備を県中小企業振興公社が代わりに購入して企業に貸与する制度です。貸与された機械設備は、4年半でその代金を返済すれば申込企業のものとなります。

貸与限度額 最高1,200万円まで

償還期間 4年半

貸与料率 年5%

受付開始 54年3月1日

申込資格 ①県内に事業所があり、引き続いで1年以上同一の事業を営んでいる企業

②従業員が20人以下(小売業、卸売業、サービス業は5人以下)の企業であること。ただし、60人以下(小売業、卸売業、サービス業は15人以下)で、調査の結果妥当と認められるときは貸与対象とします。

くわしくは、県中小企業振興公社(県経済センター内 0734-33412)へ。

54年度前期 初級スポーツ教室受講者募集

●開設期間 4月23日(金)~9月21日(金)

●参加 1人1教室、●参加料 無料、
スポーツ傷害保険料は自己負担

場所	対象	教室名	定員	申し込み方法
県立体育館	婦人	卓球	30	①官設往復はがきで申し込み下さい 往信オモテ 反信ウラ 往信ウラ 反信オモテ
		バドミントン	30	<input checked="" type="checkbox"/> 640 県和歌山市教育委員会体育協会
		バレーボール	30	(何も書かない)
		軟式テニス	30	職氏住教業名所室TE
		美容体操	80	名所
	少年	小4~6年生 〃 バレーボール 〃 バスケットボール	20 20	②申込締切日4月6日(当日消印有効) ③公開抽選
	少女	小1~2年生体操A 小3~4年生体操A	20 20	日時 4月10日(火)10時 場所 体力開発センター
	成人	卓球 バレーボール バドミントン 健康体操	30 30 40	直接、県立武道館で受け付けます。 受付期間 4月9日(月)~4月14日(土) (水曜日を除きます)
	身体障害者	盲人卓球 バスケットピンポン バドミントン	制限なし	直接県体育協会事務局(保健体育課内)で受付 受付期間 4月9日(月)~4月14日(土)
県立武道館	婦人	柔道 剣道	20 20	
	少年	小2~4年生柔道 小5~6 〃 〃	30 30	
	少女	小1~3 〃 剣道 小4~6 〃 〃	20 20	
	成人	柔道	30	

お問い合わせは、県教育委員会保健体育課内スポーツ教室係(0734-334408)へ。

県宮住宅(空家)入居予定者募集

種別	区分	団地名	所在地	募集戸数	募集別戸数	家賃月額	入居予定日
第1種	空	旧市内 雄 湊 今福第一 今福第二 西 浜 城 北	(和歌山市男ノ芝丁1-1 〃 湊998 〃 今福2丁目3-45 〃 今福3丁目6 〃 松ヶ丘2-1-16 〃 西浜1-6-40 〃 八番丁5)	25	一般 22	4,200円~7,000円	順に入居する 空家発生次第せん
					特定 3		
第2種	家	栄 谷	和歌山市栄谷60	1	特定目的住宅(盲人向) 特別障害者世帯用	24,000円	同上
	家	栄 谷	同上	3	一般 3	17,000円~18,000円	同上

申込用紙配布 3月1日(木)~3月17日(土)

県庁正面玄関案内所、県庁住宅課

申込受付 3月19日(月)~3月20日(火)

県庁東別館ロビー

申込資格 原則として日本国籍を有し、本人

が県内に居住または勤務場所を有し、同居しようとする親族が本人をふくめて2人以上の世帯で、年間所得金額が次表の規定額以内の方。

方。

申込資格 原則として日本国籍を有し、本人

です。

特定入居の申込ができるのは、母子世帯、心身障害者世帯、老人世帯で要件をそなえた方。

くわしくは、県庁住宅課へ。

愛犬家のみなさんへ

4月1日から、狂犬病予防注射と犬の登録が県下一斉に行われます。犬を飼う方は、次のことを必ず守って下さい。

①犬の登録を!

飼い犬は毎年1回の登録をして、犬の首輪に鑑札をつけて下さい。

②犬に狂犬病予防注射を!

毎年2回(春期・秋期)定期集合予防注射を受け、注射済票を首輪につけて下さい。

都合で受けられなかったら、もよりの犬猫医院または保健所で受け付けて下さい。

③犬はつないで飼いましょう

放し飼いをせず、安全な場所で飼いましょう。外に連れ出すときは、必ずくさり等でつなぎ、犬のふんは飼い主が責任をもって始末して下さい。

④犬を捨てないで!

犬の所有者は、愛犬を終生かわいがってあげて下さい。

⑤人をかんだときは すぐ保健所へ届け、指示に従って下さい。

⑥犬の登録、予防注射料金は次のとおり

犬の登録手数料(鑑札交付をふくむ)

1頭 2,000円

狂犬病予防注射手数料(注射済票をふくむ)

1頭 1,150円

くわ